



2026 年 9 月 14 日

各 位

会社名	ビート・ホールディングス・リミテッド (URL : https://www.beatholdings.com)
代表者名	最高経営責任者 (CEO) チン・シャン・ファイ (東証スタンダード市場 コード番号 : 9399)
連絡先	IR 室マネージャー 高山 雄太 (電話 : 03-4570-0741)

臨時株主総会（開催日時、場所及び議案）に関するお知らせ

当社は、2026年4月28日開示資料「臨時株主総会の基準日の再設定、及び定時株主総会の基準日の設定に関するお知らせ」にて臨時株主総会の基準日を2026年5月13日に再設定したこと、並びに臨時株主総会の開催日時、開催場所及び議案等については、決定次第お知らせする旨を開示しました。また、2026年8月21日付開示資料「株主提案の取下げ及び新たな株主提案の受領に関するお知らせ」にてH.a.N Group（次ページに定義）より、株主提案を受領したことをお知らせしました。

本日、取締役会において、臨時株主総会の開催日時、場所及び決議事項を下記のとおりとすることを決定いたしましたのでお知らせします。

2026年5月13日を基準日として、当社の修正及び書替済み附属定款に従い、同日において、当社株主名簿に氏名が記載された登録株主の皆様は臨時株主総会にご出席いただくこと、そして決議事項に関してご投票いただくことが認められております。また、同日において、株式会社証券保管振替機構をととして当社株式を保有されていた実質株主の皆様には、後日郵送させていただく議決権代理行使指図書（議案に対する賛否を表示していただき）を折り返しご送付いただくことによりご投票いただくことが認められております。また、2026年5月13日（基準日）において株主であることを証するため、ご自身の公的な身分証明書、本招集通知の原本及び本招集通知が郵送された際の封筒を会場入り口でご提示頂くことを条件に、臨時株主総会にご出席し、質疑を行うことが認められております。

記

1. 日 時 2026 年 11 月 24 日（火曜日）午前 10 時（東京時間）
2. 場 所 東京都港区赤坂 8- 10- 32、ホテル アジア会館、2 階「会議室 A」
3. 会議の目的事項

決議事項

<株主提案（第1号議案及び第2号議案）>

第1号議案：第三者割当デット・エクイティ・スワップ（DES）による新株式の発行を取締役に授権及び指示する件

第2号議案：第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行を取締役に授権及び指示する件（第1号議案が可決されることを条件として）



議題及び参考資料：

第1号議案及び第2号議案の上程に至る経緯

当社は、2026年8月20日、当社の株主であるLian Yih Hann氏（以下「レン氏」又は「レン」といいます。）及びレン氏がその持分の100%を保有するPrime Beauty Limited、Here And Now Holdings Limited、Han Group Limited、及びSmart Beat Profits Limited（実質的に保有する議決権の総数：41,999,610株、総株主の議決権に対する割合：22.91%、以下総称して「H.a.N Group」といいます。）より、2025年12月23日に発行した行使価額修正条項付新株予約権の未行使分を全て買戻すこと（注1）、デット・エクイティ・スワップ（第1号議案、以下「DES」といいます。）による市場価額からの1株当たりのディスカウント率約84.6%（2026年8月19日の終値13円に対する）の400,000,000株の普通株式、及び行使価額が市場価額からのディスカウント率0%の100,000,000個の行使価額修正条項付新株予約権（第2号議案、以下「MSW」といいます。）を、臨時株主総会において、株主の皆様の承認を得ることを条件として発行する提案（以下「本提案」又は「本第三者割当」といいます。）を受領しました。

当社は、本提案について検討して参りました。ただ、以下「第1号議案及び第2号議案に対する当社取締役会の意見」に記載の理由により、株主の皆様のご意思を確認することが適切であると考え、臨時株主総会に上程した次第です。

（注1）当該買戻しについては、取締役会の決議事項であるため、方針を決定次第お知らせいたします。

第1号議案及び第2号議案に対する当社取締役会の意見

当社の2026年6月30日時点の連結純資産は、909千円ドル（148百万円）（注2）と小さく、当社の連結純資産が2026年12月期末に債務超過となり、2027年12月期末においても継続して債務超過であった場合、当社の普通株式は上場廃止となります。また、現在、当社はリボルビング・クレジット・ファシリティ（以下「クレジット・ファシリティ」といいます。）からの追加借入を行う以外の方法により、事業遂行資金、負債の返済資金、及び運転資金を調達するのは難しい状況です。これらの問題に対処するための本提案を受けた後、当社は、H.a.N Groupと本第三者割当について交渉を進めて参りました。

ただ、DESによる新株式の1株当たりの発行価額（0.1香港ドル）の市場価額からの高いディスカウント率が既存株主の利益を不当に害しないと判断することは難しく、本第三者割当による高い希薄化率（最大272.7%）が市場の流動性や株価に与える影響について十分な説明を行うことが難しい状況です。また、MSWの行使により調達した資金のうち、投資事業に充てる資金の計画を準備するには、時間を要する見込みです。

当社は、主に当社の資産を増やすことを目的に、レン氏より、2022年11月にFame Rich Enterprises Limitedの株式持分を30%取得し、そしてレン氏が100%株式を保有していた会社を子会社化することにより、2025年1月に株式会社ビーグリー（東証スタンダード市場、コード番号：3981）の発行済株式総数（当時）の5.64%（小数点第三位を四捨五入）に相当する353,600株を取得しました。また、2023年1月よりレン氏から上限200百万香港ドル（4,142百万円）（注2）のクレジット・ファシリティの提供を受けております。加えて、2024年には、レン氏への2回の第三者割当（DES・新株予約権）を実施したことにより、当社は債務超過を解消することができ、上場廃止となることを回避できました。この様にレン氏は、当社の財政状況が悪くリスクが高い中、当社の再建を様々な形でサポートしてきました。

上記2024年の第三者割当により、当社は上場廃止となることを回避できたという観点から、少数株主を含め全ての株主を保護することができたと考えております。ただ、本第三者割当については、当社は負債を減らし、資金調達を行う必要がある一方で、上記のとおり現時点において、高いディスカウント率及び希薄化率を判断・説明することが難しい状況のため、当社としては、本提案をサポートすることが難しく、本提案については中立でおります。



上記にかかわらず、当社の附属定款（修正及び書替済み）の下では、当社の払込済み資本の計3%以上を保有する5名以上の株主から請求を受けた場合、当該請求書に明記されたいかなる事業取引を審議するため、臨時株主総会を開催しなければならない旨が定められております。従って、本件について株主の皆様のご意思を確認することが適切であると考え、H.a.N Groupより受領した本提案を、臨時株主総会の議案として上程いたしました。

なお、臨時株主総会にて第1号議案及び第2号議案が特別決議により可決された場合、それぞれの議案に提案のとおり、取締役会は、新株式及びMSWの発行について、臨時株主総会の開催日から1ヶ月以内に決議する予定です。その際、現時点で当社が判断・説明することが難しい事項（上記「高いディスカウント率が既存株主の利益を不当に害しないこと」、及び「高い希薄化率が市場の流動性や株価に与える影響」）については、その時点において可能な範囲で検討結果をお知らせする予定です。また、投資事業に充てる資金の計画についてもお知らせする予定です。

（注2）「円」で表示されている金額は、2026年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場の中値である1米ドル＝162.39円及び1香港ドル＝20.71円で換算された金額です。

第1号議案及び第2号議案の決議条件

なお、本提案に記載のとおり、DESによる新普通株式の発行（第1号議案）が特別決議により可決された場合、続いて新株予約権の発行（第2号議案）について特別決議による採決が行われます。従いまして、第1号議案が否決された場合には、第2号議案についての採決は行われません。

<株主提案（第1号議案及び第2号議案）>

第1号議案：第三者割当デット・エクイティ・スワップ（DES）による新株式の発行を取締役に授権及び指示する件

本議案は、H.a.N Groupからの提案により、以下の内容の取引に関して、株主の皆様により特別決議にてご決議いただくものです。

株主の皆様には、「3. 提案の詳細」に概説された条件と実質的に同じ条件にて、H.a.N Groupの当事者及び／又はH.a.N Groupが指名する法人（以下「予定割当先」という）に対し、第三者割当のデット・エクイティ・スワップにより、普通株式を発行することを取締役に授権することについて、ご検討いただき、適切と判断される場合は、特別決議によりご承認いただくことを提案いたします。

当社の附属定款（修正及び書替済み）の第12条(1)において、取締役会による未発行株式の割当権限は、「当会社が株主総会において行う指示」に明示的に従うものとされております。株主が附属定款の第38条に基づき適法に株主総会の招集を請求し、取締役会に対し株式の発行を指示する決議を可決した場合、取締役会は当該指示を実行する義務を負います。

ケイマン諸島の法律の下で、株主は、会社の業務が定款に従って行われることを求める権利を有しています。違反した場合、ケイマン諸島の法律に基づき、請求や訴訟が生じる可能性があります。

第1号議案が株主の皆様により承認された場合、取締役会は、割当先と協議のうえ発行要項等の詳細について、確定いたします。

1. デット・エクイティ・スワップ及び最大100,000,000個の新株予約権の引受けを提案

H.a.N Groupは、ビート・ホールディングス・リミテッド（以下「Beat」といいます。）がビットコイン及びビットコイン関連ETF（以下「BTC」といいます。）を主要な財務資産として採用し、体系的に蓄積していくという戦略的転換を高く評価しています。共通の利益を保護し、Beatの過剰債務を削減するとともに、経営陣がBTC取得戦略の実行を加速できるよう支援するため、H.a.N Groupは、株主として取締役会に対し、本提案を謹んで



提出いたします。H.a.N Group は、少なくとも約 21 億円（注 1）規模の直接的な債務再編及び戦略的投資の枠組みを提案します。

レンは、2025 年 7 月に 50 億円のリボルビング・ボンド・ファシリティ（以下「マルチ・シリーズ BTC ボンド」といいます。）を提供し、2025 年 12 月には 45,000,000 個の新株予約権（以下「SAR1」といいます。）の一部を引き受けました。しかしながら、Beat の現在の株価は大幅に下落しており、これが SAR1 の行使を妨げる要因となっているほか、Beat の負債の水準も上昇しています。

Beat が現在抱える課題に対処するため、H.a.N Group はここに、臨時株主総会において株主の承認を得ることを条件として、完全希薄化ベースで現在の発行済株式総数の 272.7%に相当する、1 株当たりの発行価格が 0.1 香港ドルの DES による普通株式 400,000,000 株の発行、及び第 2 号議案のディスカウント率 0%の MSW を 100,000,000 個発行することを提案いたします。

（注 1）2026 年 8 月 19 日時点の直近株価である 13 円を使用

現在の市場価額は SAR1 の下限行使価額を大幅に下回っているため、現実的に SAR1 を行使することはできず、Beat の資金調達能力は制限されています。加えて、ディスカウント率 0%の MSWの方が、割引率 6%の SAR1 よりも Beat にとって極めて有利であることから、2025 年 12 月 23 日にレン及び Cantor Fitzgerald & Co.に対して発行された SAR1 の残りの 43,700,000 個を速やかに買い戻すよう Beat に要請します。SAR1 の買い戻し及び DES による普通株式の発行を条件として、レンは Beat に対する 2 億香港ドルのクレジット・ファシリティを更に 6 ヶ月間延長することを確約します。

2. ビートの現状

Beat は、暗号資産（特にビットコイン及び／又は上場投資信託）への投資額を 10 億円から 50 億円に増額する計画を発表しました。現在までに Beat は約 29 億円を BTC に投資しており、目標額達成には 21 億円の資金不足が生じています。

レンは Beat に対し 25.6 百万米ドル（41 億円）のクレジット・ファシリティを提供しており、そのうち 18.0 百万米ドル（29 億円）が引き出し済みであるため、7.6 百万米ドル（12 億円）が引き出し可能な残高となっています。また、レンは Beat に対して最大 50 億円（31.3 百万米ドル）のマルチ・シリーズ BTC ボンド・ファシリティも提供しておりますが、現時点において発行に係る諸条件を満たしておりません（注 2）。

Beat は、2025 年 12 月に 45,000,000 個の行使価額修正条項付新株予約権 SAR1 を発行しました。しかし、当該 SAR1 の下限行使価格は、現在の市場価額を大幅に上回っているため、現時点で保有者が権利を行使する可能性は低いと考えられます。その結果、ボンド発行の主要な条件（具体的には、新株予約権の行使による調達総額が未償還社債の想定元本の 75%以上であること）が満たされていないため、Beat は、現時点で追加のボンドを発行することができません。したがって、H.a.N Group は Beat に対し、当該 SAR1 を買い戻した上で、第 2 号議案に記載の通り、市場価額に対するディスカウント率 0%の新たな MSW を発行するよう求めます。

この膠着状態を打開するため、Beat は DES や代替的な株式取得スキームを活用し、負債を積極的に削減するとともに、主要な財務資産戦略の原資となる新たな資本を調達する必要があります。

（注 2）使用為替レート 1 米ドル=160 円

3. 提案の詳細

H.a.N Group は、DES と併せ第 2 号議案の MSW の発行を提案いたします。なお、DES が株主の承認を得られなかった場合、H.a.N Group は当該 MSW の引き受けを行いません。



H.a.N Groupは、DESを臨時株主総会において最初に採決に付すよう求めます。DESが可決された場合には、続いて第2号議案のMSWの採決を行われます。一方、本DESが否決された場合には、第2号議案のMSWの採決は行われません。

・デット・エクイティ・スワップ

H.a.N Group は、Beat に対して、臨時株主総会にて特別決議による承認を得ることを条件として、レン及び／又はレンが指定する法人に対し、総額約 8 億円の対価で DES による普通株式を発行することを提案します。SAR1 の買い戻し及び当該普通株式が発行されることを条件に、レンは、Beat に提供している 2 億香港ドルのクレジット・ファシリティの期間を更に 6 ヶ月間延長することを確約します。

1. 発行する普通株式の数	400,000,000株（現在の発行済株式総数の218.2%）
2. 発行価額	1株当たり0.1香港ドル **
3. 期待される調達資金の額	40,000,000香港ドル（約800百万円） 全てDESの払込の方法によります。
4. 割当日	本議案を承認するBeatの株主総会の開催日から1ヶ月以内において、当該発行を承認するためのBeatの取締役会が開催される日。
5. レンによるコミットメント	レンは、クレジット・ファシリティの期間中にBeatの取締役会の構成に変更がないことを条件として、Beatに対して提供している2億香港ドルの当該クレジット・ファシリティを更に6ヶ月間延長すること（満了日を2027年9月29日まで延長すること）を確約します。
6. 割当方法及び割当先	第三者割当の方法により、 H.a.N Groupを構成する一又は複数の者及び／又はH.a.N Groupが指名する法人に割当てます。
7. その他	株主総会において株主の承認を得ることを発行の条件とします。



** H.a.N Group は、Beat の公表情報に基づき、同社の期末時点における 1 株当たり純資産価値を約 2.5 円と試算し、1 株当たり 0.1 香港ドル（普通株式の額面価額、約 2 円での DES を提案いたします。

	米ドル	日本円	発行済株式数	1株当たり 純資産 日本円
2025年 第4四半期末 純資産	7,947,000	1,271,520,000	183,335,578	6.94
2026年 純損失	(5,082,000)	(813,120,000)		
2026年 第4四半期末 純資産	2,865,000	458,400,000	183,335,578	2.50

注記：

- 使用為替レート1米ドル=160円

- 2026年の純損失の予想額が純資産の変動額と同額であると仮定

4. レンの詳細

1.	氏名	Lian Yih Hann
2.	住所	North Point, Hong Kong
3.	職業	実業家
4.	ビートとの関係	● 実質的に22.9%を保有する株主、 ● ビットコイン・トレジャリー・ボードのチェアマン、 ● Fame Richグループの取締役

5. 提案する理由

債務の再編及び支払能力

Beat の多額の負債と継続的な営業赤字を考慮すると、短期的な債務を返済する能力を欠いています。現時点において、債務を再編するための最も有効な手段は DES です。負債を株式に転換することで、Beat は財務基盤を強化し、上場廃止への懸念に対処することができます。

第2号議案：第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行を取締役会に授権及び指示する件 (第1号議案が可決されることを条件として)

本議案は、H.a.N Groupからの提案により、以下の内容の取引に関して株主の皆様特別決議にてご決議いただくものです。また、本議案は第1号議案が株主の皆様により可決された場合にのみ決議いたします。第1号議案が株主の皆様により可決されない場合には決議いたしません。



株主の皆様には、以下に概説された条件と実質的に同じ条件にて、H.a.N Groupの当事者及び／又はH.a.N Groupが指名する法人（以下「予定割当先」という）に対し、第三者割当により、新株予約権を発行することを取締役会に授権することについて、ご検討いただき、適切と判断される場合は、特別決議によりご承認いただくことを提案いたします。

当社の附属定款（修正及び書替済み）の第12条(1)において、取締役会による未発行株式の割当権限は、「当会社が株主総会において行う指示」に明示的に従うものとされております。株主が附属定款の第38条に基づき適法に株主総会の招集を請求し、取締役会に対し株式の発行を指示する決議を可決した場合、取締役会は当該指示を実行する義務を負います。

ケイマン諸島の法律に基づき、株主は、会社の業務が附属定款に従って行われることを求める権利を有しています。違反した場合、ケイマン諸島の法律に基づき、請求や訴訟が生じる可能性があります。

第1号議案及び第2号議案が株主の皆様により承認された場合、取締役会は、割当先と協議のうえ投資事業に充てる資金の計画及び発行要項等の詳細について確定いたします。

1. 割引率 0%の行使価額修正条項付新株予約権の引受を提案

臨時株主総会において、第一号議案のDESがBeatの株主により承認されることを条件として、同総会における株主の特別決議に基づき、レン及び／又はレンが指定する法人に対し、割引率 0%の条件で、以下の行使価額修正条項付新株予約権を発行することを提案します。これにより、概算 13 億円（注 3）の資金調達を目指します。

割引率 0%の新株予約権は、標準的なコーポレート・ガバナンス上は、厳密には普通決議のみを要するものです。しかし、特別決議を採用することで、より高い承認要件が課されることになり、少数株主の利益を保護する上で極めて重要なプロテクションが加わることになります。

（注 3）2026 年 8 月 19 日時点の直近株価である 13 円を使用

1. 発行する新株予約権の数	100,000,000個（現在の発行済株式総数の54.5%）
2. 発行価額	評価報告書に基づくMSWの公正価値
3. 転換割合	MSW 1個につき普通株式 1株
4. 行使期間	3年
5. 行使価額	MSWの行使価格は、Beat株式の前日の終値の100%に修正される。
6. 期待される調達資金の額	発行価額： 発行価額×100,000,000、現金 概算行使額：1,300,000,000円 （直近の終値である13円を使用し、約8,125,000米ドル）、現金
7. 割当日	発行が承認されたBeatの株主総会の開催日から1ヶ月以内に、本提案を承認するためにBeatの取締役会が開催される日。
8. 割当方法及び割当先	第三者割当の方法により、 H.a.N Groupを構成する一又は複数の者及び／又はH.a.N Groupが指名する法人に割当てる。



9. その他	●発行は、Beatの株主総会における株主の承認を得ることを条件とし； ●買戻条項：Beatは、MSWの割当日から行使期間満了の1ヶ月前までの間、MSWの全部又は一部を当初の発行価格と同額にて買戻す権利を有し； ●取締役会の承認を得ることを条件として、譲渡可能であり、その承認は不当に遅延、留保又は拒否されないものとする。
--------	--

2. 提案する理由

a) 資本の創出

既存の SAR1 は「アウト・オブ・ザ・マネー」の状態にあり、即時の資金調達には利用できません。Beat の暗号資産投資戦略を維持するには、新たな資金の確保が不可欠です。MSW の提案が承認されれば、返済不要の追加資金が確保されます。この柔軟に活用できる資金は、負債の削減と成長の双方を支えるものとなります。

b) 戦略的アライメント及び有利な条件

MSW は、市場価値に対して割引率 0% の条件となっています。H.a.N Group がこのような極めて魅力的な条件を提示するのは、Beat の将来性に対する強い確信を示すとともに、Beat の成功と我々の利益を一致させるためです。その見返りとして、Beat は即時の株式希薄化や事前の現金支出を伴うことなく、低コストでの資金調達を利用できます。

c) Beatである理由

ビットコインを主要な準備金として保有し、東京証券取引所に上場している唯一のケイマン諸島法人である Beat は、BTC の投資益に対するキャピタルゲイン税が免除されるという税制上の優遇を受けております。これは、最大 55%（注 4）のキャピタルゲイン税率が課される日本の個人暗号資産投資家とは対照的です。

d) 今である理由

現在進行中の 2026 年米国・イスラエル・イラン戦争において、ビットコインは単なる受動的なインフレヘッジ手段から、極めて重要な地政学的金融ツールへと進化を遂げました。市民や国家にとってビットコインは、国内インフレからの資産保全、そして戦略的な国際貿易決済を行うための重要な手段であると同時に、中立なソブリン（sovereign）準備資産としても機能しています。中東危機という現実の局面において、米国による新たな海上封鎖のさなかにイランがホルムズ海峡の通航料を暗号資産で支払うよう強制したという事実は、Beat が保有拡大戦略を積極的に加速させるべき理由を浮き彫りにしています。紛争に起因する直近の市場下落時に割安な価格でビットコインを購入することで、Beat は保有資産の取得単価（ドル・コスト・平均）を大幅に引き下げるとともに、世界的な紛争が引き起こす不可避な通貨価値の低下や通貨の希薄化から、Beat の財務資産を保護することが可能になります。

（注 4）日本では、暗号資産は「資産」とみなされ、資金決済法及び金融商品取引法の下で雑所得として課税され、最大税率は 55% に達する可能性があります。そのため、日本の投資家にとっては、BTC を直接購入するよりも、Beat に投資する方が税務効率がより高いです。

3. 資金使途

H.a.N Group は、MSW の発行及び行使による調達資金を、以下の通り使用することを提案します：

行使価額修正条項付新株予約権（MSW）



1	投資事業	調達資金から運転資金を差引いた額の約45%を暗号資産（ビットコインやその上場投資信託を含む）への投資に充当
2	債券及び／又は借入金の返済	調達資金から運転資金を差し引いた額の約55%を未償還の債券及び借入金の一部返済に充当
3	運転資金	20,000,000香港ドル

以上



ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンスングを行っています。また、子会社の **GINSMS Inc.**（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV : GOK）を通じてソフトウェア製品及びサービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない開示資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。